

各務原市高齢者住宅改善助成事業実施要綱

(平成7年8月18日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の要援護高齢者又はこれらと同居する世帯に対し、住宅を当該高齢者に適するよう改善整備するための資金を助成することにより、その日常生活の利便を図り、もって要援護高齢者の在宅での自立した生活の促進及び家族介護者負担の軽減に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、市長が住宅改善（維持補修的なものを除く。以下同じ。）を特に必要と認めたものとする。

(1) 各務原市内に住所を有する者

(2) 65歳以上の在宅要援護高齢者（平成3年11月18日付け厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」のランクA、ランクB若しくはランクCに該当する者又は介護を要する認知症高齢者（65歳未満であって初老期認知症に該当する者を含む。）をいう。）又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者

(3) 各務原市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が住宅改善を必要と認めた者

(4) 当該世帯の生計中心者の前年度市民税課税年額が、93,000円以下の世帯に属する者

(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の要件に該当する場合に、当該支給を優先して受けようとする者

(助成対象経費)

第3条 この要綱による助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、高齢者の日常生活の利便を図るため、既存住宅の居室、浴室、洗面所、台所（設備は除く）、便所、玄関、廊下等の設備、構造等を高齢者に適するよう改善するために要する経費とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の額（30万円を限度とする。）に、別表に定め

る助成率を乗じた額とする。

(助成の制限)

第5条 この要綱による助成は、同一住宅に対して1回限りとする。ただし、高齢者の障害が著しく変化する等の理由により、新たに住宅の改善の必要があるとセンターが認めた場合は、この限りでない。

2 この要綱による助成は、当該住宅改善に関し、各務原市重度障害者住宅改善助成事業との併用は認めない。

(助成の申請)

第6条 この要綱による助成を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添付して、高齢者住宅改善助成申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる書類については、借家又は借間の場合のみ提出するものとする。

(1) 改善工事の費用の見積書の写し

(2) 住宅改善工事設計書(様式第2号)又は別に作成した設計図面

(3) 改善箇所の写真

(4) 住宅改善承諾書(様式第3号)

(助成の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、当該申請書等を審査の上、助成金の支給の可否を決定し、当該結果を高齢者住宅改善助成金支給決定・却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、高齢者に係る申請を審査するときは、センターの意見をもとに、助成金の支給の可否を決定するものとする。この場合において、センターは、当該高齢者の身体状況、住宅状況等を調査・検討の上、市長に住宅改善助成申請に係る意見書(様式第5号)を提出するものとする。

3 市長は、必要と認めたときは、住宅の改善工事の内容等に関し、指示又は指導を行うことができるものとする。

4 申請者は、第1項の規定による通知を受けた後に住宅の改善工事を行うものとする。

(改善工事の完了届出)

第8条 申請者は、住宅の改善工事が完了したときは、次に掲げる書類を添付して、住宅改善工事完了届出書(様式第6号)を速やかに、市長に提出するものとする。

- (1) 改善工事の代金の請求書の写し
- (2) 改善箇所の写真票（様式第7号）

（助成金の確定）

第9条 市長は前条の規定により住宅改善工事完了届出書の提出があったときは、現況調査を行った上で助成金の額を確定し、高齢者住宅改善助成金確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の支給請求）

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、住宅改善助成金支給請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（助成金の支給）

第11条 市長は、前条に規定する請求書の提出があったときは、助成金を支給するものとする。

（助成金の代理受領）

第12条 前条の規定にかかわらず、助成金の支給を受ける改善工事が各務原市居宅介護（介護予防）住宅改修及び各務原市高齢者住宅改善助成事業に係る事業者の登録制度取扱要綱（平成25年3月29日決裁）の規定に基づき各務原市の登録を受けた事業者（以下「住宅改修改善施工事業者」という。）により施工されたときで、申請者から住宅改修改善施工業者に委任がされた場合は、住宅改修改善施工事業者は、当該申請者に代わり、第9条の規定により確定した助成金の額を限度として、支払を受けることができる。

2 前項の規定による助成金の支払があったときは、当該申請者に対し助成金の支払があったものとみなす。

（改善費等の受領）

第13条 住宅改修改善施工事業者は、前条第1項の規定により申請者に代わり助成金の支払を受ける場合は、当該住宅の改善工事が完成した際に、申請者から当該住宅改善に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

（領収書）

第14条 住宅改修改善施工事業者は、住宅の改善工事に係る費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした申請者に対し、領収証を交付しなければならない。

2 前項の領収証には、住宅改善の施工について、申請者から支払を受けた費用の額のうち、住宅の改善工事に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載しなければ

ばならない。

(助成金の支給決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の支給の決定を取消し、又は既に支給した助成金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 住宅の改善工事の内容が第6条に規定する申請書等の内容と著しく異なるとき。
- (2) 助成の申請、助成金の請求等に関し、不正の行為があったとき。
- (3) 助成の対象となった住宅の改善工事が中止されたとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(高齢者が死亡した場合)

第16条 市長は、助成の対象となった高齢者が住宅の改善工事の完了前に死亡した場合にあっては、助成金の支給予定額の範囲内で必要と認める額を支給することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年5月16日決裁)

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則 (平成13年8月7日決裁)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年7月26日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日決裁)

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則 (平成20年7月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市高齢者住宅改善助成事業実施要綱の規定は、平成20年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則 (平成21年3月10日決裁)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市高齢者住宅改善助成事業実施要綱の規定は、平成21年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則（平成25年3月29日決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の各務原市高齢者住宅改善助成事業実施要綱の規定は、平成31年度の予算に係る助成金から適用する。

別表（第4条関係）

対象者世帯の階層区分		助成率
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は生計中心者の前年度市民税非課税世帯	100 / 100
B	生計中心者の前年度市民税課税年額が27,000円以下の世帯	80 / 100
C	生計中心者の前年度市民税課税年額が27,001円以上93,000円以下の世帯	60 / 100

備考 前年度市民税課税年額が確定していない場合におけるこの表の適用については、前々年度市民税課税年額によることとする。

高齢者住宅改善助成申請書

平成 年 月 日

（あて先） 各務原市長

郵便番号 ー

申請者住所

氏名 印

電話番号 ー

下記のとおり、各務原市高齢者住宅改善助成事業実施要綱第6条の規定により、住宅改善に係る助成を申請します。なお、世帯の所得状況を地方税法（昭和25年法律226号）の規定に基づく課税台帳等により確認されること及び調査のための住宅への立入りを承諾します。

1 対象となる高齢者

ふりがな 氏名		申請者との続柄	
生年月日	年 月 日（満 歳）		
住所	各務原市		
高齢者の区分	<input type="checkbox"/> 65歳以上の寝たきりの高齢者 <input type="checkbox"/> 認知症高齢者（初老期認知症に該当する者を含む）		

2 申請者の世帯等の状況（生計中心者に、備考欄に◎をつけてください。）

世帯の状況	氏名	続柄	年齢	職業	備考
建物の状況		<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 借間			

3 改善箇所及びその内容

改善箇所	<input type="checkbox"/> 居室	<input type="checkbox"/> 浴室	<input type="checkbox"/> 洗面所	<input type="checkbox"/> 便所	<input type="checkbox"/> 廊下
	<input type="checkbox"/> 台所	<input type="checkbox"/> 玄関	<input type="checkbox"/> その他（	）	
改善の内容					

- ◎添付書類 ①見積書の写し ②改善工事設計書（平面図でも可） ③工事箇所写真
④住宅改善承諾書（借家または借間の場合のみ）

4 工事予定期間 着工 年 月 日
完了 年 月 日

5 改善に要する経費等

経費総額		
施工業者	住所	
	業者名	
	代表者名	
	電話番号	— —

6 資金計画（借入金がある場合は借入れ先を、その他に該当がある場合は具体的内容をそれぞれ備考欄に記入してください。）

区分	金額	備考
各務原市補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
計		

7 市確認欄

<p>1 対象となる高齢者の状況 <input type="checkbox"/>ランクA <input type="checkbox"/>ランクB <input type="checkbox"/>ランクC <input type="checkbox"/>認知症 身体状況</p> <p>2 住宅の状況</p> <p>3 改善の内容（効果）</p> <p>4 生計中心者の所得の状況 前年の所得税額 費用負担階層区分 <input type="checkbox"/>A助成率 100/100 <input type="checkbox"/>B助成率 80/100 <input type="checkbox"/>C助成率 60/100</p> <p>5 総合意見欄</p>
<p>年 月 日 確認者 職・氏名 印</p>

住 宅 改 善 工 事 設 計 書

改善箇所を朱線で明示してください。
(説 明)

※ 設計書は、別に作成の図面でも可とする。

様式第3号

住宅改善承諾書

平成 年 月 日

家主住所

氏名 印

電話番号

私の所有する下記住宅の改善につき承諾します。また、転居などの場合に現状回復に要する費用については、市に請求いたしません。

記

借家人	住所（住宅の所在地）	
	氏名	
改善の内容		
条件		

様

各務原市長

高齢者住宅改善助成金支給決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありました住宅改善に係る助成については、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 次のとおり支給します。

助成金の予定額 _____ 円

（上記の額は、助成金確定額ではありません。助成金確定額は、工事完了後に決定、通知します）

助成の対象とする改善の内容

.....
.....

2 次の理由により支給しません。

.....
.....

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、各務原市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は各務原市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

住宅改善助成申請に係る意見書

対象となる高齢者の氏名		年 齢	歳
<input type="checkbox"/> ランク A <input type="checkbox"/> ランク B <input type="checkbox"/> ランク C <input type="checkbox"/> 認知症			
<p>1 身体の状態</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>2 住宅の状態</p> <p>(1) 現在の住宅の状態</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(2) 改善箇所及びその内容</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(3) 改善による効果</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>3 総合意見</p> <p>改善の要否 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>			
<p>年 月 日</p> <p>各務原市地域包括支援センター</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

住宅改善工事完了届出書

平成 年 月 日

(あて先) 各務原市長

申請者 住所

氏名

印

平成 年 月 日付けで住宅改善に係る助成を申請した工事について、
下記のとおり完了したので届出します。

記

1 工事に要した経費 _____円

2 改善箇所

3 工事期間

着工 平成 年 月 日
完了 平成 年 月 日

※ 市確認欄
担当者意見

平成 年 月 日

確認者

印

添付書類

- 1 改善工事代金請求書の写し
- 2 改善箇所の写真票 (様式第7号)

改善箇所の写真票

改善前（撮影 年 月 日）

改善前の写真を貼付してください。

改善後（撮影 年 月 日）

上の写真と同一方向からの改善箇所の完成写真を貼付してください。

説明

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長

高齢者住宅改善助成金確定通知書

年 月 日付け、 第 号をもって決定通知をし、 年
月 日付けで工事完了届出書の提出がありました住宅改善に係る助成金について、
下記のとおり助成額を確定しましたので通知します。

記

助成金確定額 _____ 円

様式第9号

住宅改善助成金支給請求書

平成 年 月 日

(あて先) 各務原市長

住所

氏名

印

平成 年 月 日付 各高福第 号 をもって確定通知がありました住宅改善に係る助成金の支給を請求します。

請求金額 _____ 円

振込先

金融機関	銀行 農協 信用金庫 信用組合		本店 支店
預金口座	種別	普通 ・ 当座	
	番号		
フリガナ			
口座名義人			